

会 議 録

1. 会議名	居住サポート住宅認定事務の事務分担について
2. 開催日	令和7年9月11日（木）
3. 出席者	市長、副市長、小西市長公室長、田家総務部長、森田総務部副部長 阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長 担当部：小林都市政策部長、藤田住宅政策課長、船木福祉部長 福丸福祉部副部長、田中地域福祉課（生活困窮担当）課長

4. 会議の目的
「住宅セーフティネット法」の改正により、本市の環境整備を推進するため、居住サポート住宅認定事務の事務分掌を定める。
5. 補足説明（現状、課題など）
「住宅セーフティネット法」の改正により、居住サポート住宅認定制度が創設され、令和7年10月1日から施行される。同認定事務は福祉事務所を設置する市区町村長が担うことになる。 要配慮者が安心して生活を送るため、賃貸住宅に円滑に入居できるよう環境の整備を推進するためには、本市における事務分掌を決定する必要がある。
6. 担当部の方向性
住宅セーフティネット法に基づく認定事務の業務分担として、総合窓口および認定事務（いわゆるハード部分：住宅の面積、設備等）の審査は都市政策部（住宅政策課）が、入居者の支援（いわゆるソフト部分：安否確認、福祉サービスへのつなぎ等）は福祉部（地域福祉課）が、それぞれ担当する。
7. 質疑・意見等
質問：居住サポート住宅の認定制度に関する周知はどのように考えているか。 回答：他市の状況も踏まえながら制度運用開始日の10月1日までにホームページでの周知を予定している。 意見：ホームページでの周知にあわせて、市議会への情報提供についても検討すること。 質問：認定申請手続きや認定住宅について相談したい場合、窓口は住宅政策課ということか。 回答：制度の総合窓口としては住宅政策課が担う。 質問：居住サポート住宅において、外国籍の要配慮者も福祉サービスへのつなぎ（利用支援）の対象となるか。 回答：対象となる。居住サポート住宅の支援対象となる「要配慮者」は、日常生活を送る上でサポートが必要な人で国籍は問いません。そのため、日本人も外国籍の方も、必要な支援があれば対象となる。 質問：居住サポートの提供を受けるための費用は、家賃に上乗せされるのか。 回答：居住サポートにかかる費用は、基本的に入居者が負担することが想定されている。 また、その費用の一部を認定事業者が負担することも差し支えないとされている。
8. 結論
令和7年10月1日より認定制度の組織体制として、住宅政策課が総合窓口となり、地域福祉課と2課で環境の整備を推進していく。